

介護事業所等に対するサービス継続支援（物品等購入支援）事業についてのよくある質問

R8年5月21日現在

NO	質問	回答
1	低床ベッド・リクライニング車椅子・冷凍庫（災害用）申請可能ですか？	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための対応及び災害備蓄への対応を補助対象事業とするため、これらの趣旨に沿ったものであれば補助対象となります。交付申請書の審査において、当該備品等の用途や施設・事業所の実情等を個別に確認させていただき判断します。
2	法人で複数の事業所を保有しサービスを提供（事業を実施）しています。光熱水費や燃料費等について法人へ一括請求・支払を行っていますが、所要額には事業所ごとに分けて計上する必要があるでしょうか？	申請書の個票は事業所ごとに記載しますので、各事業所で負担した費用を計上してください。法人への一括請求となる場合でも、面積や人数、使用頻度等から按分して計上する必要があります。
3	燃料費（ガソリン代）はどのように計上したらよいですか。	今後の見込みとして、過去の実績等から見込んだ費用を計上してください。例えば、3月のガソリン台が10万円であれば、5～9月の5か月分として50万円を計上するなど見込みを記入してください。
4	申請期限までに見積書の準備が間に合いません。	交付申請時は見積書等の添付は不要となります。現時点で計画する物品等の見込み金額を所要額欄にご記入ください。
5	所要額の合計は上限額を超えても問題ないでしょうか（所要額は上限額と一致しなければいけないでしょうか）。	問題ありません。所要額の合計が上限額を超えた場合でも申請額は上限額までとなります。
6	申請内容と違う物品や金額の異なる物品等を購入してもよいですか？	基本的には交付申請に記載のあった物品の購入をお願いします。ただし、軽微な変更（補助金の交付額に変更を及ぼさない変更）であれば可能です。交付申請と異なる内容の物品を購入した場合、その費用が補助対象経費とならない可能性があるため、変更する場合はご留意をお願いします。
7	今後購入予定で申請した備品で、情勢に応じて購入不可能になった場合、かわりの備品を購入可能ですか？	上記NO.7のとおり。

介護事業所等に対するサービス継続支援（物品等購入支援）事業についてのよくある質問

R8年5月21日現在

NO	質問	回答
8	職員の執務室のLED電球や業務連絡用の携帯電話、事務作業用のパソコンを交換する費用は対象となりますか？	別表2に記載の「職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費」として介護サービスを円滑に継続するための対応であれば対象となります。ただし、物価上昇の影響がある中で事業を継続を支援する事業の趣旨目的に即した内容か審査を行う場合があります。
9	購入期間はいつまでですか？	令和8年9月30日までに物品購入等を完了してください。
10	送料や施工費用といった物品に付帯する費用は補助対象ですか？	本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めないものとなります。
11	第1号様式の「個票」において、「支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない」とのチェック欄がありますが、具体的にどのような場合が対象外となるのでしょうか？	本事業と別に重点支援交付金を財源とする補助金を受ける場合、実際に物品等を購入した費用を、複数の補助金等の実績として申請することはできません。たとえば、別に重点支援交付金を財源とする補助金で令和7年4月～令和8年3月分の購入費用を、本事業で令和8年4月～5月分の購入費用を申請する場合などは問題ありません（別に重点支援交付金を財源とする補助金の補助条件もご確認ください）。